

6) 公害防止又は環境改善の方針

主要な幹線道路、飛行場及び新幹線鉄道の周辺地域については、騒音・振動等の影響に配慮し、沿道緑地の配置、非住居系施設の誘導等、周辺環境と調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

用途地域の指定又は変更にあたっては、工業地と住宅地が隣接するあるいは近接する場合、騒音・振動・悪臭等の影響を考慮し、十分な緩衝帯の設置や非住居系施設を誘導する等、周辺環境との調和のとれた土地利用計画となるよう努める。

また、一定規模以上の宅地造成事業や工業団地造成事業など規模が大きく環境への影響が著しい事業等については、環境影響評価関係法令に基づき環境影響評価を実施し、生活環境や自然環境の保全に努めるとともに周辺環境と調和した整備を進める。

7) 空き家・空き地に関する方針

人口減少等の急速な進行に伴い、空き家・空き地が小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が、将来的には本区域においても顕在化すると予想される。「都市のスポンジ化」により都市の密度が低下することで、サービス産業の生産性の低下、行政サービスの非効率化、まちの魅力、コミュニティの存続危機など、様々な悪影響を及ぼすことが懸念されることから、スポンジ化の発生に備えて、空き家・空き地の適切な管理や有効活用を検討するなど、地域全体に目配りした土地利用を図り実情に即した対策を行っていく。

⑤ その他の土地利用の方針

1) 東日本大震災から復旧した農地の活用に関する方針

東日本大震災から復旧した農地については、原形復旧にとどまらず一層効率的な農業経営ができるよう整備したところであり、引き続き災害に強い主要な食料供給地としての保全を図る。さらに、経営の大規模化や法人化といった強い農業を支える担い手の育成・確保の取り組みもあわせて推進する。

また、商業・サービス業と農林水産業をはじめとした異なる分野の融合等、地域資源を活用したビジネス展開を推進し、地域を支え持続的に発展する土地の活用を図っていく。

2) 優良な農地との健全な調和に関する方針

良好な農地が広がり、農業生産の基盤整備が進んでいる東部沖積低地及び阿武隈川、名取川、広瀬川、七北田川、吉田川、鳴瀬川など主要河川流域の優良農地については、経営の大規模化、都市近郊型農業への転換等により競争力の高い農業の実現が図られるよう、今後とも維持、保全を図っていく。

そのうち、特に経営の大規模化がなされている地区、都市において需要の増大している生鮮野菜などの作付け割合が高く安定的経営を維持している経営体が多い地区、農業後継者が確保されている地区、生産組織が充実し、地域農業の展開に不可欠な意欲ある担い手農家の農地が集積している既存集落などについては、長期的にその保全を図っていくものとする。

さらに、水田においては「流域治水」の取組として推進される「田んぼダム」が雨水貯留能力を最大限活用し、洪水被害を緩和する機能を持つことから、保全を図っていくものとする。

3) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

仙台湾海浜県自然環境保全地域にある保安林は、海からの風や潮の影響を防ぐ役割のほか、津波減衰機能を併せ持っており、整備・復旧が完了した。今後は、保安林の再生に向け周辺環境を含めた保全を図る。

また、地震や大雨による災害を防止するための砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に、早急に対応策を進めるとともに、市街化を抑制する。

さらに、豪雨等に伴い浸水、湛水等の水害が発生するおそれのある地区についても市街化を抑制する。

4) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

美しい自然景観を有する特別名勝松島、船形連峰、二口峡谷などの県立自然公園、貴重な植物群落を持つ太白山、仙台港海浜などの県自然環境保全地域、市街地を取り囲む骨格的緑地である県民の森、権現森、丸田沢、蕃山・斎勝沼、加瀬沼、高館・千貫山などの緑地環境保全地域、名取川、七北田川、吉田川などの河川区域の水辺環境などについては、地域の自然資源を継承し積極的にその保全を図り、さらなる質の向上に努める。

なお、これらの保全地区に指定されていない丘陵地や樹林地、河川区域等の緑地についても、貴重な植生や動物生息地、すぐれた自然景観を有する地区は、緑地保全地区、風致地区等の指定も視野に入れてその保全を図っていく。

また、特別史跡多賀城跡附寺跡などの埋蔵文化財包蔵地を多く有する地域は、貴重な歴史的風土の保全と活用を図る。

5) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の集落、農地、山林等については、無秩序な開発の防止を図るとともに、農林業の健全な発展との調和等を図りながら、その環境の維持、保全を図っていく。

その中でも、集落環境の改善、向上を図る必要がある地区については、地区計画制度等を活用し、田園環境や自然環境と調和した居住環境の向上と活力の維持を図っていくものとする。

また、「田園回帰」による移住・居住ニーズへの対応や農山漁村集落での宿泊体験や農林漁業体験を通じた地域交流、相互理解が促進されるように、農山漁村環境の保全を図る。

6) 計画的な市街地整備の見通しがある区域に関する方針

次の条件を満たす場合は、市街化区域への編入を予定する地区として整備目的、区域等を明らかにする。

- ・ 地区計画等により、既に市街地が形成されている又は確実に見込まれるもので、かつ、既存の市街化区域に連担していること
- ・ 県及び市町村の総合計画等に位置づけられていること
- ・ 人口動向及び市街地の規模からみた宅地の供給等に応じた住宅地、都市的サービスの向上に寄与する商業・業務地、新・宮城の将来ビジョンにおける富県宮城を実現するために必要な工業地・流通業務地など、新たな市街地形成が必要であること
- ・ 自然公園区域等の区域を含まず、環境保全上支障がないこと
- ・ 工業地・流通業務地以外は既存市街化区域に隣接し、隣接する市街化区域内に広範囲な未利用地・空宅地がないこと
- ・ 計画目標年次までに建築等の需要が確実な地区であること
- ・ 生活・交通利便性が一定水準以上であること（工業・流通系を除く）

また、市街化区域への編入を予定する地区は、市街地整備が確実になされるよう、次の条件を全て満たした段階で市街化区域への編入を行う。

- ・ 開発主体が定まっていること
- ・ 必要な環境保全対策の実施が確実であること
- ・ 具体的な開発計画及び事業計画が作成されていること
- ・ 開発計画の実施及び必要な道路等の都市施設の整備が確実であること
- ・ 関係法令との整合性が図られていること

その対象となる地区及び規模は、次頁に示すとおりである。

【市街化区域編入予定地区】

番号	市町村名	地区名称	開発目的	区域面積
1	仙台市	泉中央西	住宅地、商業・業務地	約 21.4ha
2	〃	荒井駅北	住宅地、商業・業務地	約 18.5ha
3	〃	上愛子樋田	住宅地	約 4.8ha
4	〃	愛子東	住宅地、工業地、 商業・業務地	約 24.3ha
5	〃	芋沢字権現森山	工業地	約 7.9ha
6	〃	柳生前原南	工業地	約 0.1ha
7	〃	中野	工業地	約 5.4ha
8	名取市	名取中央 スマートインター周辺	住宅地、工業地、 商業・業務地	約 54.1ha
9	富谷市	日渡	工業地	約 3.5ha
計			—	約 140.0ha

さらに、市町村の総合計画等に位置づけられ、環境保全上支障がない区域のうち、本方針の目標を達成するために必要となる開発計画区域については、次のとおりとする。

- ・仙台市、名取市、岩沼市、富谷市、利府町の生活・交通利便性が高い地域においては、都市機能の向上や基盤産業の活性化等を目的として商業・業務・住宅地の形成を図るものとする。
- ・仙台市、岩沼市、富谷市、利府町、大和町の高速道路インターチェンジ周辺については、幹線道路及び空港港湾等物流拠点へのアクセス性や周辺基盤整備状況あるいは企業誘致活動の進展などを勘案しながら、富県宮城の実現に向けて、地域経済を力強く牽引する“ものづくり産業”の発展と“新技術・新産業”の創出を支える産業地の形成を図るものとする。

今後、このような区域については、計画の進展を図りながら具体的な開発計画等が確定するなど市街化区域編入予定地区が市街化区域へ編入される際の必要条件と同等の条件が満たされた段階で、農業、環境等の必要な調整を行い、市街化区域への編入を行う。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 交通体系の整備の方針

「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸の形成を図るとともに、過度に自家用車に頼らない環境配慮型の都市構造を実現するため、以下の方針に基づき、地域公共交通計画などと連携しながら総合的な交通体系の形成を目指していく。

i 全国や海外との連携・交流を高める広域ネットワークの整備

全国や海外と本区域の交流を高め、富県宮城を実現するための広域交通ネットワークの形成を図る。

このため、周辺都市圏を結ぶ広域ネットワークをはじめ、仙台都心、産業拠点、国際観光交流拠点、空港・港湾などの産業交通拠点間を連絡する総合的な交通ネットワークの形成を図る。

ii 「多核連携集約型都市構造」を誘導する都市交通ネットワークの形成

本区域の生活・都市活動を支え、「多核連携集約型都市構造」の軸となる基幹交通軸の形成を図る。

このため、仙台都心を中心とした放射状の幹線道路網や鉄道網と、仙台都心周辺に位置する地域中心核を有機的に連絡する環状の幹線道路網等による基幹交通軸の形成を図る。

iii 公共交通の利便性向上

高齢者や自動車を運転できない人でも移動できるように、公共交通の利便性向上や、適切な情報提供や待合環境の改善などの快適性向上を図り、過度に自家用車に頼らない移動環境の構築を目指す。

このため、鉄道のターミナル駅とアクセスする基幹的バス路線^{*1}の整備を推進するとともに、バス専用レーンの導入などによりバスの走行性と信頼性の向上を図るなど、公共交通の利便性の向上を図る。また、仙台都心をはじめとする各中心核においては、自動車、自転車等と基幹交通軸との結節機能の充実を図る。

また、AI や ICT、ビッグデータや先端技術、MaaS^{*2}などの交通サービスを活かした移動の円滑化や混雑の緩和などの取組を推進するとともに、人口減少・超高齢社会の更なる進行による公共交通空白地区の増加を見据え、デマンド型交通や地域主体による交通手段、自動運転車両、新たな交通システムなどの活用を推進し、地域の移動手段の確保を図る。

* 1 : 基幹的バス路線

鉄道と共に、都市圏において、基幹的な公共交通手段となるようなバス路線を指す。

* 2 : MaaS

単なる交通手段ではなく、自動運転やAIなどのさまざまなテクノロジーを掛け合わせた、次世代の交通サービス

iv 交通需要マネジメント施策の推進

自動車交通による道路混雑の緩和や環境負荷を軽減する交通対策を推進し、ひいては公共交通活性化を目指す。

このため、パーク・アンド・ライド^{*1}や、モビリティ・マネジメント^{*2} 施策の実施など、TDM施策^{*3} を総合的に推進し、自家用車利用から公共交通利用への転換、公共交通の利用拡大・サービスの向上を図る。

* 1 : パーク・アンド・ライド

自動車と公共交通機関(鉄道、バス)を組み合わせることにより、都心部への自動車交通の集中・交通混雑を緩和し、通勤交通の定時性の確保及び公共交通機関の利用の促進を図ろうとするもの。

* 2 : モビリティ・マネジメント

官民一体となって都市圏の交通施策を考えながら、具体的かつ多様な交通施策を実践することにより、一般の人々や各種の組織が、渋滞や環境問題、あるいは個人の健康といった問題に配慮しつつ、過度に自動車に頼る状態から公共交通機関や自転車などを「かしこく」使う方向へと自発的に転換していくことを促すもの。

* 3 : TDM施策

Transportation Demand Management(交通需要マネジメント)の略。自動車利用者の交通行動の変更を促し交通需要の適正化を図る一連の施策。交通手段の変更(公共交通機関の利用等)、時間の変更(時差出勤等)、自動車の効率的利用(相乗りや共同集配等)、経路の変更(道路交通情報の提供等)、発生源の調整(職住近接の土地利用等)の5つの手法がある。

v 人にやさしい安心な地区交通環境整備

仙台都心や周辺各都市の中心市街地においては、高齢化の進行等に対応したバリアフリー化に配慮するとともに、安全性の高い歩道・自転車利用環境の構築や自転車駐車場、コミュニティサイクルなどの整備、歩行者モール、地区内循環バス運行などの整備を促進する。また、広幅員道路空間の再構成による緑陰道路整備や、都心部とその周辺部の駐車需要への対応や違法路上駐車対策のため駐車場の適正規模・配置を推進する。

さらに、道路空間の再構築や利活用の取り組みによるウォークアブルな都市空間を形成し、回遊性の向上やにぎわいづくりにより、都市の活力の向上を目指す。

vi 災害に強い交通施設の整備

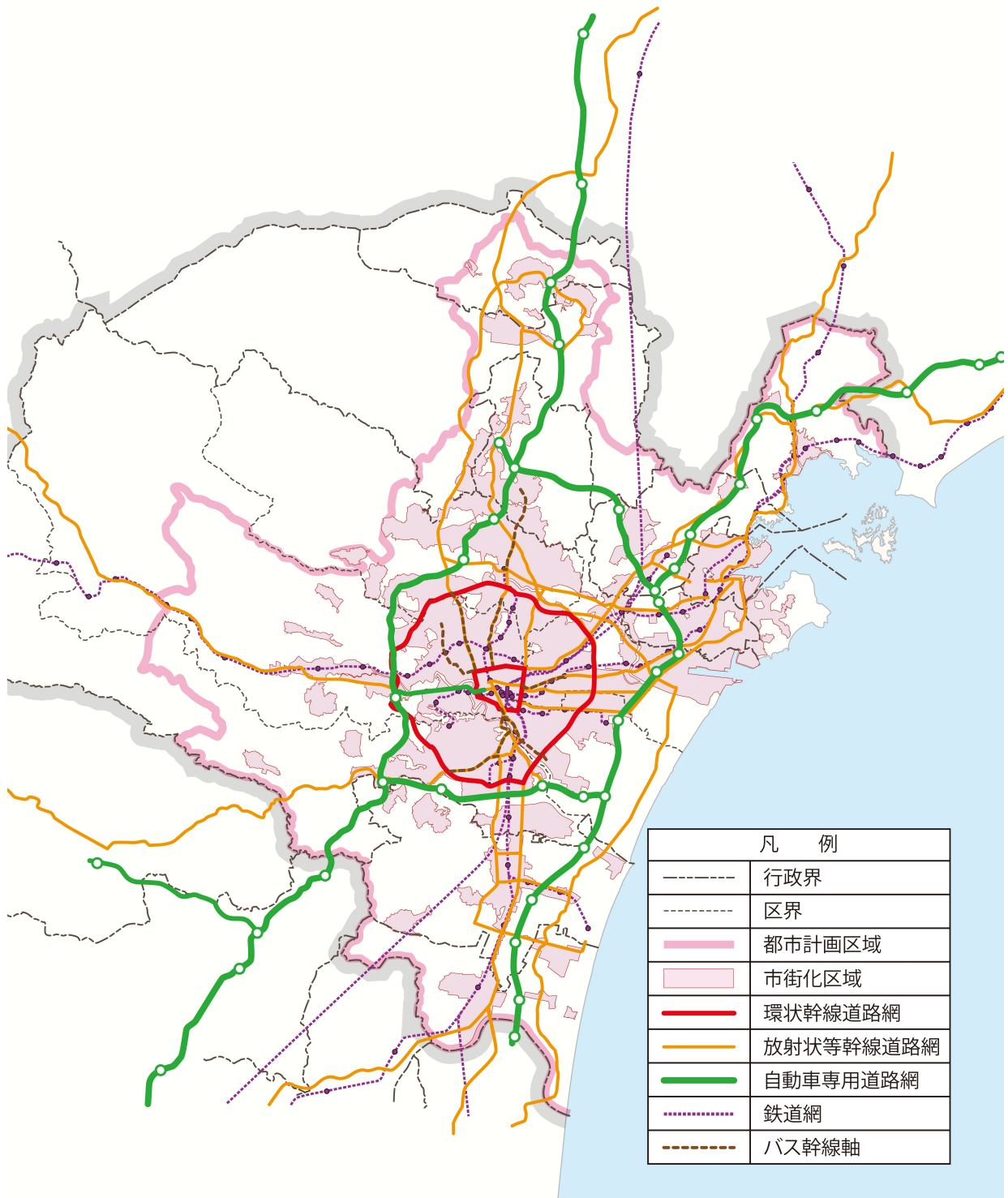
道路や港湾、鉄道などの交通施設は、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、生命や財産を守り、支える基盤として重要な役割を担っていることから、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

このため、緊急輸送道路、津波や越流を抑止する堤防道路、沿岸部からの避難路などのネットワークを構築するとともに、緊急輸送道路等の橋梁や沿道建築物の耐震化を促進し、未整備区間の整備促進による都市内のミッシングリンク*1を解消することで、震災時の輸送・避難ルートの確保や消火活動等の機能を確保する。

*1：ミッシングリンク

道路ネットワークにおいて、未整備区間があることで道路が途中で途切れており、本来の道路が持つ機能を十分に発揮できないこと。

【本区域の交通体系の方針】



イ) 整備水準の目標

本区域における交通体系は、以下の交通網を実現することを目標とする。

- ・仙台都心を中心とする環状道路、放射状道路を骨格軸とし、これらと周辺市街地を有機的に連絡する幹線道路網の形成を図る。
- ・鉄道とバス交通などが一体となった、暮らしと仕事に直結する利便性や快適性の高い公共交通ネットワークの形成を図る。
- ・市街地内の多様な交通手段を確保し、回遊性や賑わいのある空間を形成するために、ウォークアブル空間の形成や自転車利用環境の構築、自転車駐車場の整備や新たなモビリティ導入に向けた検討を行う。
- ・船舶、航空機、自動車、鉄道貨物など複数の交通手段の連携を強化する広域交通ネットワークの形成を図る。
- ・上記のネットワークの構築にあたっては、災害に強い交通体系の確保を図る。

以上を踏まえ、将来交通体系の施設については、予定するすべての整備に着手することを目標とし、おおむね10年後の令和12年の主要な幹線道路の整備水準については、次の通りとする。

【参考 主要な幹線道路の整備水準】

	現 況	令和12年
主要な幹線道路の整備率*1	82.6%	84.4%

*1 整備率＝(主要な幹線道路のうち、整備済又は概成済の都市計画道路及び都市計画決定されていない高規格道路、国道又は主要地方道の現道区間延長)／(主要な幹線道路の総延長)

注) 現況は、令和3年度末

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 道路

i 自動車専用道路

本区域と県内外の地域間連携を強化する高速道路網として、また、「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸として、仙台都心、産業拠点、国際観光交流拠点、仙台空港・仙台塩釜港などの産業交通拠点へアクセスする東北縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道、常磐自動車道、仙台北部道路、仙台南部道路、仙台東部道路等の機能強化や利便性向上を促進する。

ii 主要な幹線道路

基幹交通軸のうち、仙台都心を中心とした放射状幹線道路網、仙台都心周辺を出発地・目的地とする交通量の分散、通過交通の排除などの機能を持つ環状幹線道路網等の整備を促進する。

また、広域的な物流や広域連携機能を強化するため、玄関口となる空港・港湾や自動車専用道路のインターチェンジと、本区域内の産業拠点、国際観光交流拠点及び地域中心核等を連絡する幹線道路の整備を促進する。

iii 駅前広場

「多核連携集約型都市構造」の実現による集約市街地形成や観光客等の来訪者の移動手段の確保には、鉄道・バスを中心とした公共交通の充実が重要である。このため、鉄軌道と相互に連絡するバス交通機関等の二次交通の充実や結節機能が必要となる鉄道駅においては、円滑な乗換が可能となる駅前広場の整備を促進する。

iv その他

学校、商店街等の歩行者交通の発生集中施設や公園を結ぶ市街地内の歩行空間ネットワークを形成することにより、歩行者や自転車が安全に移動しやすい環境の実現を目指す。

このため、歩行者や自転車の安全性、利便性の向上を図るため、現在都市計画決定されている特殊道路や自転車道等の計画的な整備を促進する。

また、景観への配慮やウォークアブルな都市空間の形成、災害時の救助活動を円滑に行えるよう、無電柱化を促進する。

v 全般的事項

交通施設は、計画的な維持更新や長寿命化対策を行うとともに、新たな施設の整備にあたっては、施設の長寿命化や維持管理が容易な構造形式の選定を行うなど、ストックマネジメントの観点から良質な社会資本ストックの確保に配慮する。

イ) 鉄軌道

「多核連携集約型都市構造」を支える交通軸として、鉄道を基幹とした交通ネットワークの充実と機能強化の促進を図る。

また、利用しやすい鉄道とするため、「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」や「改正バリアフリー法^{*1}」に基づき、旅客施設や車両の段差の解消、視覚障害者誘導ブロック、ホームドア等のバリアフリー化の促進を図るとともに、優先席や障害者用トイレ等の適正な利用を推進する。

ウ) 駐車場・駐輪場

各都市中心等の商業業務地における仕事や買物等に対応し、立体化を含む駐車場及び駐輪場整備の促進を図る。

加えて、交通結節点となる鉄道駅周辺においても、鉄道利用者のパーク・アンド・ライド、キス・アンド・ライド^{*2}、サイクル・アンド・ライド^{*3}等の多様な乗り継ぎ形態・ニーズに対応する駐車場及び駐輪場の確保・整備の促進を図る。

*1：改正バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」のこと。従来のバリアフリー法よりも、対象施設や設備が拡大するとともに、ハード・ソフト事業の取り組みの強化が図られた。

*2：キス・アンド・ライド

最寄りの鉄道駅まで自分以外の人が運転する自家用車で送ってもらい乗り継ぐ方式のこと。

*3：サイクル・アンド・ライド

最寄りの鉄道駅やバス停留所まで自転車を利用し、鉄道やバスに乗り継ぐ方式のこと。

エ) 自動車ターミナル

本区域における物資流通の高度化に対処するため、仙台東部流通団地、東北縦貫自動車道仙台南インターチェンジ付近に設置されている既存トラックターミナルの機能の維持・保全を図る。

また、通勤、通学等に対応した鉄道とバスの乗り継ぎを円滑にするため、主要な駅の周辺においてバスターミナルの整備、拡充を検討する。

オ) 港湾、空港

i 仙台塩釜港

東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港は、仙台都市圏のみならず我が県全体の経済を牽引する極めて重要な物流・産業拠点である。

一方、近年の船舶の大型化や脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進、物流の 2024 年問題に起因するモーダルシフトの進展に伴い、今後更なる貨物取扱量の増加が見込まれることから、そうした動きに的確に対応していく必要があり、埠頭の再編・集約化等と併せた港湾施設の整備や港湾機能の高度化などを進めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時においても安定的な物流機能を確保することはもちろんのこと、他地域が被災した場合においても、代替港湾として機能できる体制を構築していくことが重要となってきた。

さらに、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、カーボンニュートラルポート形成に向け協議が進められており、協議がまとまり次第、エネルギー関連産業等の立地を推進する。

仙台港区は開港 50 年を迎え、増大するコンテナ貨物・完成自動車の海上輸送拠点化、船舶の大型化に対応するため、外・内貿物流機能の強化と港湾機能の再編・集約化を図るとともに、アメニティ空間の確保と自然環境との共生、安全・安心な港湾機能の充実を図る。

塩釜港区は、地域の海上物流拠点及び離島生活航路拠点としての役割を果たせるよう努め、松島港区とともに「特別名勝松島」の国際観光交流拠点としての魅力向上を図る。

ii 仙台空港

仙台空港は、就航の安全性や定時制、災害時の輸送拠点としての機能を維持するための整備等を促進するとともに、国際線、国内線とも旅客及び貨物における既存路線の安定化と利用促進、新規路線の開設を目指す。さらに、民営化のほか、運用時間 24 時間化が可能となった仙台空港における、空港周辺の産業機能の強化を推進する。

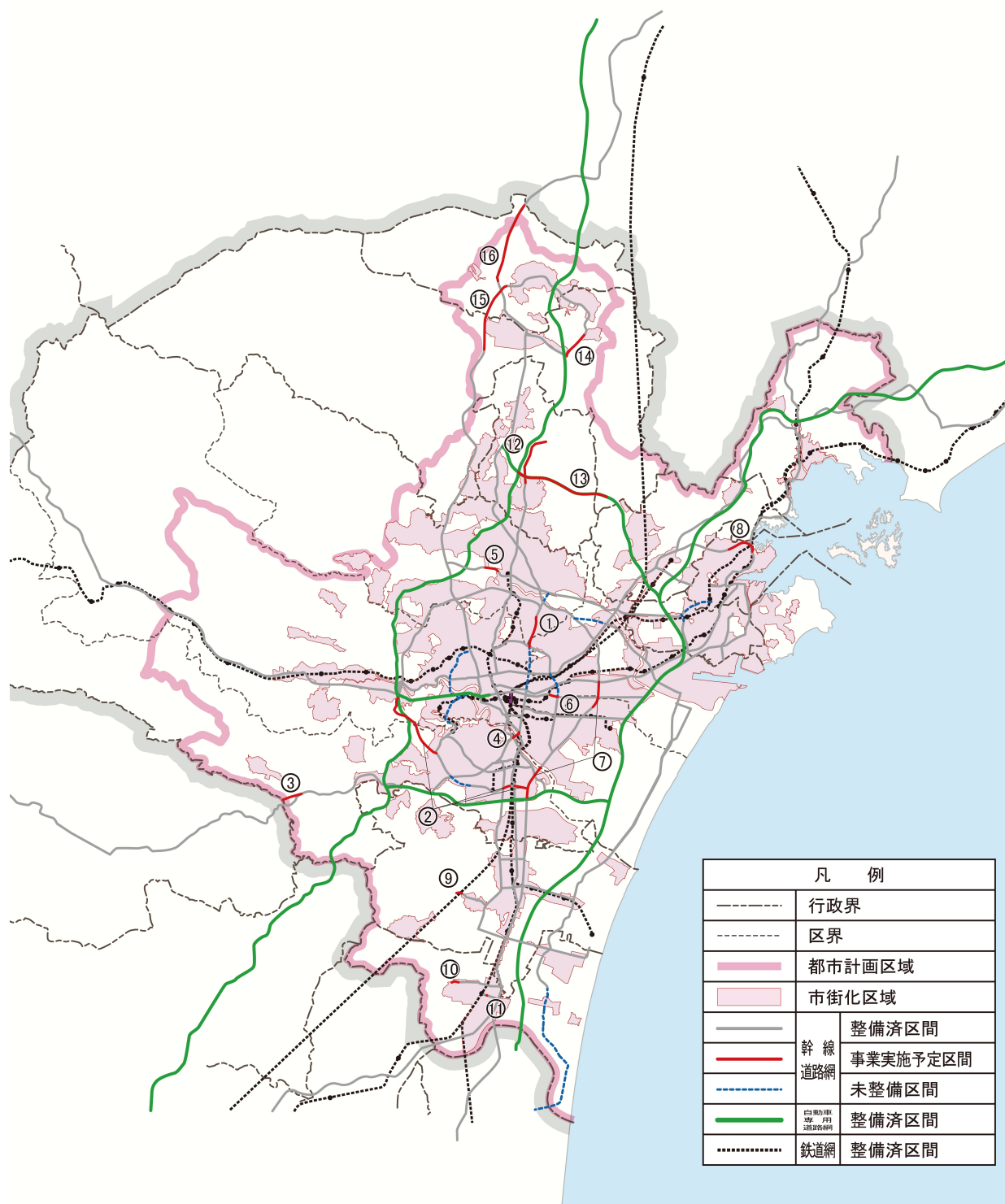
3) 主要な施設の整備目標

優先的におおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

【おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

種別	事業名	名 称	市町村	地 区 名
道路	道路及び 街路事業等	① (都) 宮沢根白石線	仙台市	南光台
		② (都) 郡山折立線	〃	大野田、郡山、青葉山
		③ 国道 286 号	〃	南赤石
		④ (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋)	〃	舟丁、根岸町
		⑤ (都) 岩切野村線 ((主) 泉塩釜線)	〃	野村
		⑥ (都) 元寺小路福室線	〃	銀杏町
		⑦ (都) 国道幹線 (国道 4 号)	〃	箱堤、 籠ノ瀬～鹿の又
		⑧ (都) 越の浦春日線 ((一) 利府中インター線)	塩竈市	杉の入四丁目 ～石田
		⑨ (都) 愛島東部線	名取市	愛島
		⑩ (都) 朝日竹の里線	岩沼市	竹の里
		⑪ (都) 駅前大通線	〃	中央
		⑫ (都) 七北田西成田線	富谷市	成田二丁目 ～穀田土間沢
		⑬ (都) 仙台北幹線 (仙台北部道路)	富谷市、 利府町	利府しらかし台 ～富谷
		⑭ (都) 大衡落合線 ((主) 仙台三本木線)	大和町	落合舞野 ～落合松坂
		⑮ (都) 北四番丁大衡線	大和町、 大衡村	吉岡～大衡
		⑯ (都) 国道幹線 (国道 4 号)	大衡村	大衡～駒場

【おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】



② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

1) 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

ⅰ 下水道

下水道（汚水）は、本区域を構成する市町村の全域で効率的な汚水処理施設の整備を推進するため、建設費と維持管理費を合わせた経済性を整備手法別に比較し、地域特性や地域住民の意向を考慮し効率的かつ適正な整備を行っていく。

下水道（雨水）は、都市型浸水に対応するため、放流先の河川整備との整合を図りつつ適正な施設整備を行っていく。

また、被災した施設の早期復旧や老朽化施設の更新、合流式下水道の改善等を図るとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして大規模災害時にもその機能が発揮できるよう、施設の耐震化や代替処理機能の確保を図っていく。

下水道（汚水）については、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、特に人口及び産業の集積している地区や新市街地などについて、広域的な流域下水道及び公共下水道、その他の下水道類似施設など地域に適合した汚水処理施設の整備手法の効率的な組み合わせにより重点的に整備を進めていく。

下水道（雨水）については、市街地の拡大や土地利用の高度化、都市機能や資産等の集中と相まって都市型水害による被害額の増大が懸念されることから、早急な対策が必要となっている。

以上のような状況に鑑み、下水道整備の基本方針を以下のように定める。

- ◆ 老朽化施設の更新及び施設の耐震化等を推進するとともに、アセットマネジメントにより、計画的かつ効率的な管理を図る。
- ◆ 人口が減少傾向に転じることなどを踏まえ、市街化の動向及び見通しと十分に整合、調整を図り、効率的な施設整備を推進する。
- ◆ 汚水の排除、処理については、地域に適合した効率的な汚水処理施設を組合せ、重点的に整備する。
- ◆ 雨水の排除については、放流河川の整備との整合を図りつつ、下水道施設整備を進めていく。

ii 河川

令和元年東日本台風では河川堤防に甚大な被害を受けており、近年の気候変動を考慮した治水安全度の確保や激甚化・頻発化する自然災害への対策として、防災・減災が主流なる社会を目指し「流域治水」の考え方に基づき、堤防整備、ダム建設・再生などのハード対策と、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域のあらゆる関係者が一体となったソフト対策を多層的に進め、水災害対策を推進する。

本区域では、名取川水系及び鳴瀬川水系、阿武隈川水系において「流域治水プロジェクト」が策定されており、流域の自治体において「田んぼダム」の活用による貯水機能の強化、雨水貯留浸透設備の整備、利水ダムの事前放流などにより、事前防災対策を推進する。

また、市街地内を環流する中小河川については、市街地整備と連携した治水対策事業などを重点的、効率的に推進し、安心して安全な地域づくりを進めるとともに、水質や豊かな水辺環境の保全に向けて水資源の確保、流水の正常な機能の維持などの河川環境保全を図っていく。

なお、河川は、市街地における貴重なオープンスペースであり、河川改修にあたっては河川が本来もっている動植物の良好な育成環境に配慮し、生活と調和する美しい自然環境の保全・創出に配慮した川づくりを行う必要がある。

さらに、水辺空間が持つ憩いやレクリエーションの機能に着目した「かわまちづくり」の整備による賑わいの創出に取り組み、河川を活かした親水空間の整備・維持・保全を進めていく。

以上のような状況に鑑み、河川整備の基本方針を以下のように定める。

- ◆ 津波対策、自然災害対策のための流域一体となった総合的な施設整備を推進する。
- ◆ 市街地内を環流する中小河川の整備にあたっては、流域の河川整備計画や下水道整備計画等と整合を図りながら必要な治水対策事業を行い、防災調整池の設置など市街地整備との連携を図る。
- ◆ 多様な動植物の生息・生育する豊かな環境を次代に引き継ぎ、健全な水循環系の構築を図るため、治水機能を確保しつつ、水源や動植物の生息・生育環境の保全、都市景観と調和した水辺景観の維持・創出、人々が川の自然と触れ合えるよう親水性などに配慮した河川整備を進める。
- ◆ 賑わいある魅力的な都市圏の創出に向け、河川空間を活かした「かわまちづくり」による親水空間の整備・維持・保全を進める。

イ) 整備水準の目標

i 下水道（汚水）

公共下水道については、ほぼすべての市街化区域及びその隣接する人口集積の高い集落について、処理可能となるよう目標を定める。

ii 河川

大規模河川や都市河川においては、おおむね 30 年から 50 年に 1 回程度発生する洪水に対して安全を確保する。

中小河川においては、おおむね 10 年に 1 回程度発生する洪水に対して安全を確保する。

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 下水道（汚水・雨水）

本区域の主要な市街地においては、仙塩流域下水道、阿武隈川下流流域下水道、仙台市公共下水道、吉田川流域下水道及び松島町公共下水道による処理計画となっており、これらの系統に含まれない地区では、地域に適合した効率的な汚水処理施設による処理計画とし、各系統別の汚水及び雨水の整備は以下のように進めていく。

- ◆ 仙塩流域下水道の関連公共下水道は、既成市街地の未整備区域を重点的に整備するとともに、新市街地の整備に合わせて計画的に整備を図る。
- ◆ 阿武隈川下流流域下水道の関連公共下水道は、既成市街地の未整備区域の整備を推進するとともに、新市街地の整備に合わせて計画的に整備を図る。また、市街化区域に近接する既存集落等についても整備を推進する。
- ◆ 仙台市公共下水道の汚水整備は概成しており、今後は、老朽施設の更新や耐震性の確保を計画的に推進すると共に、合流式下水道からの雨天時越流水問題の改善を図る。また、都市機能が高度に集中し下水道の能力不足による浸水被害が発生している仙台都心では、雨水幹線等の排水施設の効率的な整備により、浸水被害の早期軽減を図る。
- ◆ 吉田川流域下水道の関連公共下水道は、新市街地の整備に合わせた計画的整備を図るとともに、市街地周辺の既存集落等について整備を進めていく。
- ◆ 松島町は、単独公共下水道による処理計画となっており、快適で安全な質の高い生活環境の確保と公共用水域の水質保全等を図るため、引き続き重点的に整備を促進していく。
- ◆ その他、土地利用の高度化等により容積率や不浸透面積の増加に伴う下水道の能力不足については、特に緊急度の高い雨水排水施設を優先し、河川計画並びに農業用排水路計画と調整を図りながら整備を推進する。また、都市の健全な水循環を保全するための雨水浸透施設設置を促進する。さらに、本来自然が持っていた保水、遊水機能が市街化の進行により失われ、その回復、保全を必要とする地域では、公共施設用地や民間宅地等を活用した雨水流出抑制対策により水害に強いまちづくりを進める。

イ) 河川・海岸

本区域の河川・海岸については、津波防御施設の計画的な維持管理による長寿命化、市街地中心部や治水上の隘路箇所、被害頻度の高い河川を優先し整備を進めていく。

特に、治水対策については、必要性や緊急性を比較検討の上、治水上の課題のある河川のうち整備効果が大きく、今後10年で事業実施の可能性のある事業箇所を整備していく。

また、改修にあたっては、流域の水害履歴、宅地開発の状況、人口及び資産等を考慮し、緊急度の高い箇所から重点的に整備を進めていく。

なお、新たな宅地開発を行う場合には、河川計画との整合を図り、必要に応じて開発者が防災調整池を設置し、流出量の抑制を図るものとする。

3) 主要な施設の整備目標

ア) 下水道

優先的におおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

【おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

名 称	市町村	主な地区名
仙塩流域下水道 (関連公共下水道)	多賀城市	浮島
阿武隈川下流流域下水道 (関連公共下水道)	名取市	大曲、飯野坂東部、 名取中央スマート I.C. 周辺、 高館熊野堂・吉田、上余田、 増田西、館腰
	岩沼市	岩沼 I.C. 周辺、矢野目西
吉田川流域下水道 (関連公共下水道)	富谷市	明石台 (東・東二期)、 成田二期 (東・西・北)、高屋敷西、 日渡
仙台市公共下水道	仙台市	愛子、六丁の目元町・六丁目、泉中央 西、荒井駅北、岩切山崎今市東、八木山 中央南、愛子東、上愛子樋田、錦ヶ丘、 泉パークタウン (第6期)、岩切羽黒前・ 神谷沢、芋沢字権現森山

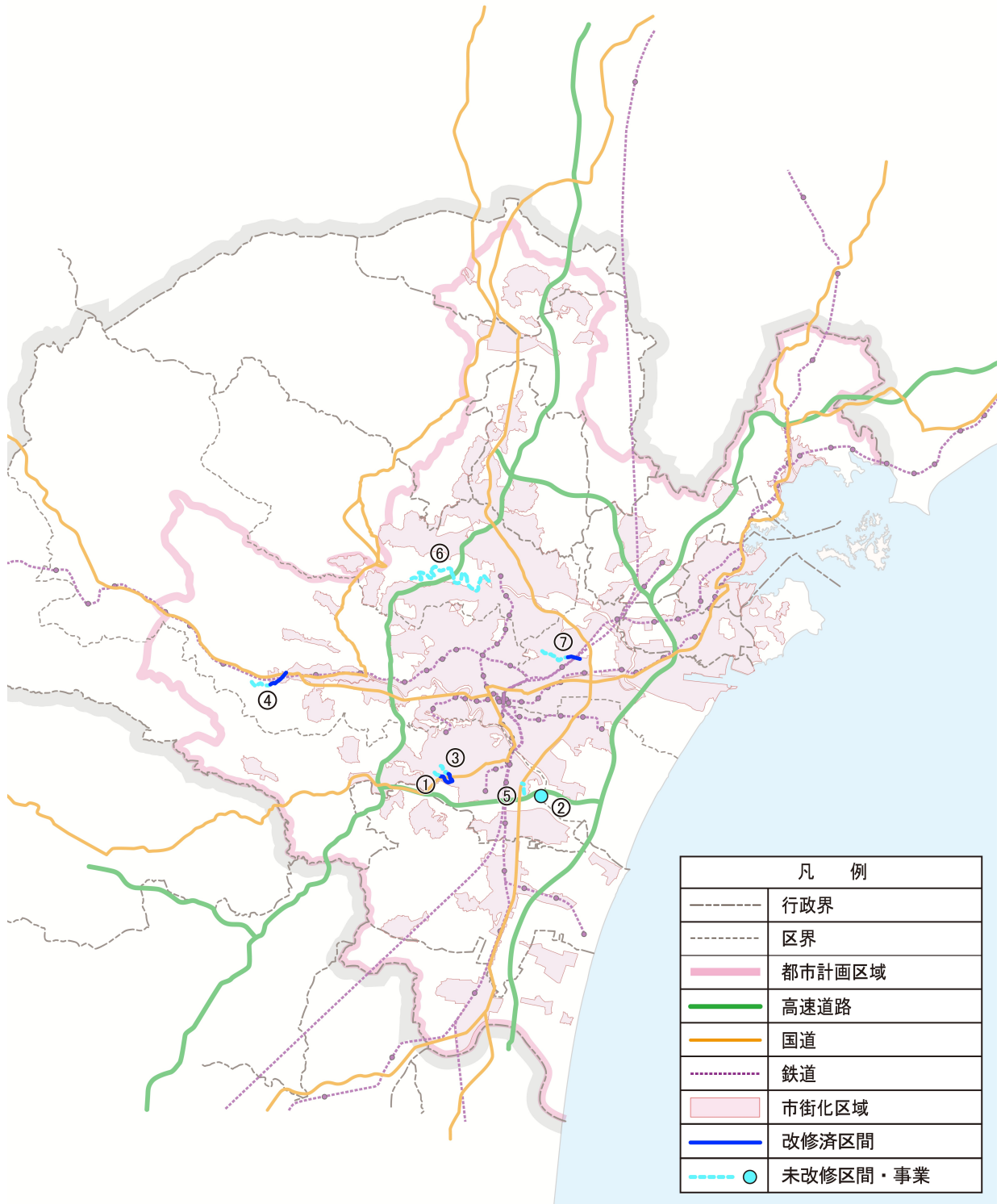
イ) 河川

優先的におおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

【おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業】

	名 称	市町村	地 区 名
①	一級河川名取川水系策川	仙台市	鈎取四丁目～西多賀五丁目
②	一級河川名取川水系旧策川	〃	袋原字北河原
③	一級河川名取川水系後田川	〃	鈎取二丁目～西多賀五丁目
④	一級河川名取川水系堀切川	〃	上愛子字大岩～上愛子字板嵐
⑤	一級河川名取川水系谷地堀	〃	郡山字新橋北～郡山字谷地田東
⑥	二級河川七北田川水系七北田川	〃	赤生津大橋～実沢大橋
⑦	二級河川七北田川水系高野川	〃	安養寺三丁目～小鶴字仙石

【おおむね10年以内に実施することを予定する主要な河川事業】



③ その他の都市施設

1) 基本方針

上水道、工業用水道、し尿処理場、ごみ焼却場は、安全で衛生的な都市生活を支える基本的な施設であり、生活環境の向上を図るため、各施設の整備、改善を進めていく。

さらに、生活行動の多様化や文化的生活のニーズの高まりに対応した文化、スポーツ、レクリエーションなどの各種施設や、東北地方の中核都市圏としての高次都市機能を担う各種施設等の充実、老朽化施設の更新及び施設の耐震化を推進するとともに計画的かつ効率的な整備を図っていく。

2) 主要な施設の配置の方針

ア) 上水道

飲料水を供給する上水道は、健康で文化的な生活を維持するとともに、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する欠くことのできない都市施設である。

本区域の上水道は、仙南・仙塩広域水道、大崎広域水道が整備されており、生活様式の近代化、産業の集積などの水需要に対応しつつ安定供給を図るとともに、老朽施設の改善に努める。

イ) 工業用水道

工業用水道は、工業開発の基盤整備や地盤沈下の防止に資することを目的としている。

本区域の工業用水道は、仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道及び仙台北部工業用水道が整備されており、今後も安定供給を行うための老朽施設の更新や、給水区域内の新規企業（ユーザー）等に対する計画的な整備を進めていく。

ウ) し尿処理場、廃棄物焼却施設等

し尿処理場は、し尿・浄化槽汚泥の衛生処理や、汚泥の再生・資源化を行うことにより、循環型社会の構築に資する都市施設である。

本区域のし尿処理は、市街化区域については広域的な流域下水道及び公共下水道、その他の下水道類似施設など地域に適合した汚水処理施設の整備手法の効率的な組み合わせとし、それ以外の地域についてはその他の処理施設により対応するものとする。また、し尿処理に伴い発生する汚泥の効率的な処理処分を進めていくとともに、老朽施設の改善に努める。

ごみ処理場は、廃棄物を適切に処理し、健康被害を及ぼす原因となる有害物質、病原菌等を絶って生活環境の安全を確保する都市施設である。

本区域のごみ処理は、適正規模による共同方式の推進及び地域の実情に応じた処理施設の導入、分別収集の徹底など効率的な処理に努めながら、人口、土地利用など周辺環境の保全に配慮した配置を図っていく。また、資源の有限性と効率的処理の観点から、ごみの減量化、再資源化を推進する。

エ) 卸売市場

卸売市場は、消費者に迅速かつ安定的に生鮮品を供給する流通拠点であり、日々の需要と供給に応じた適正な価格の形成と流通・小売業者の取引の場を提供する都市施設である。

本区域の卸売市場は、仙台市中央卸売市場、仙台食肉市場、塩竈市魚市場、塩竈地方卸売市場が整備されており、必要に応じて改修、拡充及び老朽施設の改善に努める。

オ) その他の中核的施設

その他の中核的施設として、学術・研究施設、医療施設、スポーツ・レクリエーション施設、コンベンション施設などの機能強化を図り、東北圏の中核都市圏として多様な高次都市機能のニーズへの対応を図っていく。

また、図書館や体験学習施設等の教育施設、福祉施設、医療施設、火葬場など、住民ニーズに対応した施設の計画的な整備を促進する。